

令和6年度 宇美町防災気象情報システム整備工事  
公募型プロポーザル審査要領

1 基本方針

令和6年度宇美町防災気象情報システム整備工事のプロポーザル審査は、提出された書類の内容及びプレゼンテーションの内容により、受託候補者を選定するために行う。

2 審査の実施

企画提案書等の審査は、宇美町防災気象情報システム整備工事プロポーザル審査委員会が行う。

3 審査の方法

審査は、提出された書類及びプレゼンテーションの内容に基づき評価するものとする。評価は、書類審査（第一次審査）及びプレゼンテーション審査（第二次審査）の二段階で行う。

（1）第一次審査（書類審査）

参加者から提出された提案書等について審査を行う。

①評価の基準 書類審査における評価の基準は下表のとおりとする。

No.	審査項目	提案書の内容	評価の視点	配点	合計
1	会社概要書 業務実施体制表	配置人員、担当者の保有資格及び業務経歴等について記載。	十分な人員及び町との密な連絡体制が確保され、業務遂行のための組織体制が整っているか。	5	15
			担当者の保有資格や業務経歴から、高い業務遂行能力が期待できるか。	5	
			必要に応じて密に連絡を取り、また対面による打ち合わせを行うのに支障のない体制であるか。	5	
2	業務実績	十分な実績を有しているか。	過去5年(令和元年度～令和5年度)における防災関係のシステム等構築を含めた請負実績（元請に限る）があるか	5	

No.	審査項目	提案書の内容	評価の視点	配点
3	機能要件回答書	機能要件として掲げる各機能に対応できるのか。	機能要件を1つ満たすごとに点加点する。	70
4	見積書	導入費の価格面での優位性があるか。	見積額について、額が最も低い者を優位とし相対的に評価する。	10
合計				100

- ※1 独自提案の内容については別紙仕様書の業務内容と併せ見積金額内で実施できるものに限ることとする。
- ※2 得点は、総点数の平均の算出ではなく、各設問項目の評価集計を行い最上位点と最下位点は控除してその他の平均点を算出し、その合計点とする。

### ②第一次審査期間

令和6年8月14日（水）～令和6年8月19日（月）

### ③結果通知

第一次審査実施後、参加者希望事業者全員に審査結果を通知する。

通知予定日：令和6年8月19日（月）

通知方法：電子メール又は文書にて通知

## （2）第二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案書をもとに、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。

### ① 実施方法

- 1 参加者の持ち時間は、プレゼンテーション 30 分以内、質疑応答 15 分以内の計 45 分以内とする。
- プrezentationは企画提案書に基づいて実施するものとし、追加の資料を配布することはできない。ただし、説明者がパネル等を用いて説明することは可能とする。
- パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター、スクリーンは当町で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。
- 会場に入室できる人数は 3 人までとし、受託後に本業務を担当する予定の者が説明

及び質疑応答を行うものとする。

②日時・会場

日時：令和6年8月21日（水）

※開始時間等の詳細は、第一次審査結果と併せて通知する。

会場：宇美町役場 西館2階会議室

③評価基準 プレゼンテーション審査における評価基準は下表のとおりとする。

No.	審査項目	審査項目	配点	合計
1	実施体制、工程	無理のない実現可能なスケジュールが組まれているか。	5	10
		公開までに複数回、検証できるスケジュールを組んでいるか。	5	
2	町民、職員等が使いやすいWebサイトとなっているか。	視覚的に見やすいシステムとなっているか。	5	20
		職員の作業負担の軽減が図れる機能を有しているか。	5	
		操作性が分かりやすいシステムとなっているか。	5	
		町職員向けのマニュアルは、誰でも容易に理解できるものか。	5	

No.	審査項目	審査項目	配点	合計
3	安定性のあるシステムであるか。	システム導入の目的を十分に理解した提案であるか。	5	15
		システムの耐災害性、堅牢性、持続可能性は問題ない提案であるか。	5	
		本町が想定するシステム構成であり、運用上問題なく稼働できる提案か。	5	
4	サービスの継続性はあるか。	システムの問合せ、ハードウェア、ネットワーク障害等、一元的な保守が実施可能か。	5	15
		障害発生時に迅速に対応できる体制となっているか。	10	
5	ランニングコスト	通常必要となる保守経費を含め、今後必要となる設備の経年劣化への対応を予測した、より具体的のある提案となっているか。	10	
合計				70

#### ④受託候補者の選定

- 第二次審査の得点は、各評価選定委員の総点数の平均の算出ではなく、各設問項目の評価集計を行い最上位点と最下位点は控除してその他の平均点を算出し、その合計点とする。
- 第一次審査の合計得点に第二次審査の合計得点を加えたものを総合得点とし、総合得点が最も高い者を契約候補者（以下「候補者」という）として選定する。
- 総合得点が同数の者が複数あり、点数によって候補者を選定できない場合は、審査

員の合議により候補者を選定する。

⑤結果通知

審査の実施後、第二次審査の参加者全員に対し、審査結果を通知する。

通知予定日：令和6年8月23日（金）

通知方法：電子メール又は文書にて通知

⑥審査結果

審査結果に関する異議等は、一切認めないものとする。